

事業説明書

令和8年8月18日

事業名称	26改水-04西御門地先水道管更新工事		事業担当課名
事業場所	佐倉市西御門地先		水道課
事業概要	工事延長 L=184.1m		
	1. 配水管布設工 GXDIPφ200 L=184.1m		
	2. 仕切弁設置工 φ200 N=2基 φ100 N=1基（排水弁）		
	3. 消火栓設置工 N=1基		
	4. 給水切替工 N=1箇所		
	5. 仮設配管工・仮給水工 一式		
	6. 既設管撤去工・試掘工 一式		
	7. 通水試験工・区画線工 一式		
事業期間	契約日 から 令和9年2月1日		
事業説明内容	1. 一般的注意事項		
	・ 本工事は、「佐倉市週休2日工事実施要領」に基づく週休2日工事となります。		
	・ 本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処して頂きます。補償等の恐れがある場合は、事前に監督職員と協議してください。		
	・ 関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出してください。（建設重機の使用、消防署への届出、建設残土等の関係も含むものとします。）		
	・ 本工事に関する共通仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）によるものとします。ただし、工事完成図書納品の電子納品項目については、適用しないものとします。		
	・ 本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（最新版）によるものとします。		
	・ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後、30日以内に提出して下さい。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示してください。		
	・ 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例及びその他関係法令を厳守し実施して下さい。また、建設業に関する関係法令の厳守も同様とします。		
	・ 契約条件の優先順位は、図面、特記仕様書、共通仕様書の順とします。		
	・ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。		
	・ 工事実績情報システム（CORINS）に基づいて、（一財）日本建設情報総合センターに登録すること。		
	・ 段階的に監督職員の確認を受けた上で、本工事を進めてください。また、工種・試験・出来形確認等は、監督職員の立会いを求め、確認を受けた上で、本工事を進めてください。		
	・ 低入札価格調査制度調査対象事業に該当した場合は、中間検査の指定対象事業とします。		
	・ その他本工事に関し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し進めてください。		
	・ 本事業の監理技術者又は主任技術者は専任とする。		
	・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。		
	2. 設計図書に関する事項		
	・ 本事業に関する質問書は、令和8年8月25日16時00分までに連絡先明記の上、FAXまたはメールにより提出してください（時間厳守）。提出後速やかに事業担当課にTELにて受信確認をすること。		
	・ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名および質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入のうえ、質問書を添付してお送りください。（件名の記載例：【質問書】令和〇年度〇〇工事）なお、質問なしの場合は、提出の必要はありません。		
	・ 本事業の質問に対する回答書は、令和8年8月27日17時00分までにFAXまたはメールにより行います。		
	・ 積算条件について、下記のとおりです。		
	施工地域区分：一般交通影響あり② 単価適用月：令和8年8月		
	佐倉市上下水道部水道課（建設班） TEL：043-485-1191 FAX:043-485-1194		
	Email:w-jyosuidou@city.sakura.lg.jp		



26改水-04西御門地先水道管更新工事

